

平成 31 年

赤穂市教育委員会臨時会提出議案

日 時 平成 31 年 3 月 13 日 (水) 午後 4 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

平成31年赤穂市教育委員会臨時会提出議案一覧表

第8号議案 公立学校教職員人事異動について

第9号議案 平成31年度赤穂教育プランについて

その他 春季休業に係る生徒指導について

第8号議案

公立学校教職員人事異動について

公立学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申したい。

平成31年3月13日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

第9号議案

平成31年度赤穂教育プランについて

平成31年度赤穂教育プランについて、別紙のとおり決定したい。

平成31年3月13日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

平成31年度赤穂教育プラン

《学校園所教育の充実》

【小学校・中学校】

- (1) 「確かな学力」を育成するため「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業の創造
- (2) 地域とともにある「コミュニティ・スクール」の促進
- (3) 「豊かな心」を育む道徳教育・人権教育の充実
- (4) 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた、きめ細かな特別支援教育の充実
- (5) いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図る児童生徒理解に基づく生徒指導の充実
- (6) 適切に判断し、命を守り抜く力を育成する安全・防災教育の充実
- (7) 校種間の連携による円滑な接続と系統性を重視した指導の充実
- (8) 「健やかな体」の育成をめざし、健康教育の充実と体力・運動能力の向上
- (9) グローバル化に対応した国際理解・外国語・伝統文化に関する教育の推進
- (10) 学校業務改善・教職員の勤務時間適正化の推進による児童生徒と向き合う時間の確保

【幼稚園・保育所】

- (1) 生きる力の基礎を育むための主体的・意欲的に活動する保育内容の創造
- (2) 幼稚園教育要領・保育所保育指針の研修と教職員の資質向上
- (3) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化と小学校との連携教育の推進
- (4) 「豊かな心」を育む人権教育の充実
- (5) 一人一人の発達に応じた特別支援教育の充実と関係機関との連携強化
- (6) 子育てに関する情報の発信や子育て相談等、地域とともにある保育の実施
- (7) 家庭と連携した基本的生活習慣の確立
- (8) 3歳児保育試行実施の検証と更なる充実に向けた研修の実施
- (9) 保育士、幼稚園教諭の人材確保に向けた取組の実施
- (10) 幼児教育無償化に向けた取組の実施
- (11) 子育て家庭の経済的負担軽減のため、3歳以上の第3子以降に給食費を補助

《施設・設備の充実 生涯学習の充実》

- (1) 全小中学校の普通教室及びその他教室の一部に空調設備を導入
- (2) 小中学校の安全対策を図るために施設整備を実施（プール改修、体育館床研磨改修）
- (3) デジタル教材やICT機器を効果的に活用した情報教育の推進
- (4) 全小学校区でアフタースクールを実施
- (5) 文化施設の施設整備と資料の収集（利用環境の快適性向上及び海洋科学館リニューアルの実施、郷土ゆかりの資料収集）
- (6) 3歳児保育施設等整備の実施

<市民会館関係>

- (7) 文化団体の支援や美術展応募者数の増加促進
- (8) 市民会館施設整備の実施

<公民館関係>

- (9) 高齢者大学の充実と市民のニーズに対応した魅力ある講座・教室の実施
- (10) 公民館施設整備の実施

《生涯スポーツの普及・振興》

- (1) 市民の健康づくりのための市民総合体育祭や各種スポーツ大会の実施、新たな赤穂市のトレッキングマップの作成
- (2) 忠臣蔵旗少年剣道大会や各種目協会の交流大会等を通じた北海道砂川市や熊本県山鹿市などとの友好親善都市スポーツ交流の実施
- (3) 体育の日のスポーツイベントや少年野球・中学野球・高校野球の親善試合などスポーツの一貫指導と健康とスポーツを機軸としたスポーツ先進都市推進事業の実施
- (4) 体育協会やスポーツ少年団、スポーツクラブ21などの組織活性化と関西福祉大学・赤穂高等学校との連携・協力による団体の育成強化
- (5) 赤穂シティマラソン大会等を通じて、赤穂の魅力と活気あふれる忠臣蔵のふるさと播州赤穂を全国に発信
- (6) 忠臣蔵旗少年剣道大会や赤穂義士杯青少年柔道大会など広域大会の実施
- (7) 安全で快適な施設の利用促進と利便性を向上するため、市民総合体育館の受変電設備の改修などのスポーツ施設整備
- (8) スポーツ先進都市の実現に向けた赤穂市スポーツ推進計画に掲げる施策の推進

《給食事業の充実・適正運営》

- (1) 安全な作業環境整備及び衛生管理強化のために、給食センター施設整備工事等を実施
- (2) 給食施設設備の日常点検と薬剤師による定期点検の実施
- (3) 食中毒及び異物混入防止対策として飛翔昆虫対策等を実施し、安全衛生管理を徹底
- (4) 地産地消の推進として赤穂産デー・地場産デーを5回実施
- (5) 赤穂産の米粉を使った米粉パンを6回実施
- (6) 警報発令時対応、アレルギー対応等について指導課・学校園との連絡調整の強化
- (7) 子育て家庭の経済的負担軽減のために、第3子以降の学校給食費を補助

《図書館事業の充実と適正運営》

- (1) 図書整備の充実のため図書館蔵書を計画的購入
- (2) 読書活動の推進のため歴史文学講座、絵本講座、朗読講座等の実施
- (3) 新着図書案内、話題の本・特集コーナー・ふるさと情報コーナー設置による図書館情報の提供
- (4) 周辺地区を対象としたブック宅配サービスの利用促進のため、PRを実施
- (5) 電子図書館サービスの充実のため電子書籍の計画的購入と地域資料の電子書籍化の推進
- (6) 読書通帳による子ども読書活動の推進とブックスタート（絵本との出会い）事業の継続推進
- (7) 播磨圏域連携中枢都市圏形成の連携協約に係る図書館相互利用の実施及び促進

《地域文化の顕彰・整備》

- (1) 赤穂城跡の二之丸石垣修理等の史跡整備の推進
- (2) 伝統文化の調査・保存の推進
- (3) 東有年・沖田遺跡公園復元住居屋根葺替等の文化財施設整備の推進
- (4) 民間宅地開発等に伴う発掘調査の実施、調査報告書の刊行、出土遺物の適正管理
- (5) 田淵氏庭園・有年家長屋門等の指定文化財の保存・整備推進
- (6) 文化財資料のデジタル化・重要遺物レプリカ制作等による文化財資料の充実整備
- (7) 「文化財をたずねて」等の刊行、文化財説明標柱等整備による保存顕彰の推進
- (8) ホームページによる情報発信、文化財保護連絡員活動による普及啓発を毎月実施
- (9) 赤穂城跡、有年遺跡公園、旧坂越浦会所の施設管理と公開実施
- (10) 有年考古館における特別展・講演会等の実施
- (11) 「図説赤穂市史」の編集、市史史料集シリーズの編集・発行による市史等編さん事業の推進
- (12) 忠臣蔵浮世絵データベースの活用促進

その他

春季休業中に係る生徒指導について

(公 印 省 略)
赤 教 指 第 号
平 成 3 1 年 3 月 日

学 校 園 長 様

赤穂市教育長 尾上 慶昌

平成30年度 春季休業中における生徒指導について (通達)

春季休業中は年度替わりの時期と重なり多忙な時期ですが、子供や保護者にとっても、4月からの新しい環境に対する不安や悩みが大きくなる時期でもあります。教職員として、そのことを十分に受け止め、不安や悩みを乗り越えるための支援や、安心できる居場所となる学校環境づくりを勧めていくことが必要となります。子供や保護者に積極的に関わることを通して、心のつながりを深めることがいっそう求められます。

新たな年度を迎えるこの時期に、子供たちが自分の未来に明るい希望が持てるよう、自分を振り返り、改善・進化させる生活設計や目標を設定することと合わせて、休業後に丁寧に検証し、新学年への意欲を喚起することが重要です。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や園児・児童・生徒の発達段階に応じた予防的な指導を充実させるとともに、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 春季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

園児・児童・生徒が春季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用した指導を徹底し、園児・児童・生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 交通事故や不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。

(2) 悩みや問題を抱える園児・児童・生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、休業期間を利用して家庭訪問を行う等、実態を踏まえ適切な指導・援助に努める。

- 課題を持つ園児・児童・生徒に対しては、継続的な家庭訪問等を実施し、保護者と課題を共有するとともに、家庭と協力して、課題の改善に努めるなど学校とのつながりが深まるよう適切に指導をする。
- 家庭や園児・児童・生徒への連絡書類や配布物等は確実に届け、疎外感を味わわせることのないよう努める。

(3) 指導体制の再構築と地域との連携

今年度の指導を評価し、課題を明確にすることで次年度の指導体制の構築を図る。また、学校園から家庭・地域への情報発信を通して適切な協力関係を構築する。

- 家族や地域社会とのふれあいをとおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に行動する園児・児童・生徒を育てる。
- 学校園は、地域行事や健全育成関連活動等に積極的に参加し、地域との連携を深めるとともに、地域を巻き込んだネットワークづくりを推進する。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調に十分留意するとともに運動種目の特性を踏まえ種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

- 部活動等において、荷物や衣服の管理に留意するよう指導する。特に、部室、更衣室の施錠等の励行に努める。

2 春季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にする指導の徹底

自他の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、園児・児童・生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

- 虐待や暴力等、園児・児童・生徒の健全な成長を阻害する行為を確認し、疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場でただちに関係機関へ通報するとともに、関係機関と連携して適切で迅速な対応をする。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、園児・児童・生徒の交友関係や休業中の生活の状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

- いじめへの対応については、「いじめ対応マニュアル」(H29.8改訂)による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、園児・児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導に努める。

- 全教職員が一体となって園児・児童・生徒一人一人の状況把握に努め、子どもたちが抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を見逃さず、早期に対応する。
- 量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校生徒や異校種生徒との交流場所の巡回を強化するとともに、利用についての約束を子どもたちに考えさせ、徹底する。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活にさまざまな支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルールの他、危険性についても十分に理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用について分かり易く指導する。

- ネット利用におけるモラルやマナーについて、園児・児童・生徒への指導を徹底する。
- ネットで知り合った相手に安易に個人情報を渡したり、実際に会わないよう指導する。
- 被害にあった場合は、すぐに保護者や警察、学校に相談するよう指導する。

(5) 家庭への啓発

自分の子供がどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出や携帯電話(スマートフォン)、パソコン等の使用について各家庭で管理するよう啓発する。

- 外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間(午後11時～午前5時)に不要な外出をさせない。

- 子供の携帯電話（スマートフォン）使用状況について定期的に確認する。愛護条例をうけ、保護者の責任としてフィルタリングの設定や利用に関するルールづくりを行うよう指導する。
- 「ネット依存」に陥らならないよう、利用時間の制限や家族や友人、地域と関わる時間をつくるなど家庭の協力を依頼する。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、子ども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て健康課、警察、育成センターに速やかに通報する。
- 学校の状況を地域に適宜、適切に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児・児童・生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルが起きないように指導する。
- 不審者等の被害に遭いそうになったら、①逃げる、②大声で助けを呼ぶ、③防犯ブザーを鳴らす、など具体的な方法を指導する。
- 不審と思われる人物に見かけた場合、また、電話やメール等を受けたときは、一切を拒否し、警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

- 交通ルールの遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。
- 自転車安全利用五則を遵守すると共に「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。